

医療情報取得加算 および 医療 DX 推進体制整備加算に係る掲示について

当院は令和 6 年 6 月の診療報酬改定に伴う医療情報取得加算および医療 DX 推進体制整備加算について、以下のとおり対応を行っています。

- (1) オンライン請求を行っています。
- (2) オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- (3) 電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室で閲覧又は活用できる体制を有しています。
- (4) 電子処方箋を発行する体制を有しています。
- (5) 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については当該サービスの対応待ちです。
- (6) マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、お声掛け・ポスター掲示を行っています。
- (7) 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うことについて、院内及びウェブサイトに掲示しています。